

Q & A

【入会について】

Q1：入会には何が必要ですか？

**A1：入会には、入会金の3万円と入会申込書の提出が必要です。
すでに他府県協会に入会されている方は、入会金が免除されます。**

**Q2：申込書の推薦人欄に必要な大阪府協会正会員の知り合いがいません。
どうしたらいいですか？**

**A2：推薦人がいない場合は、空欄のままで結構です。
事務局で対応いたします。**

Q3：年度の途中に入会した場合、年会費はどのようになりますか？

A3：途中入会の場合、年会費45,000円は月割り額となります。

Q4：府協会に入会すると、どんなメリットがありますか？

**A4：府協会では、知識やスキルを伸ばす場として、登録研究会の活動支援や、各種セミナーを実施すると同時に、会員間の交流を目的とした交流会や登録サークルの支援をしています。
また、5年ごとの資格更新もサポートしています。
中小企業診断士として能力アップや多彩な人脈作りに役立ちます。
詳しくは、府協会会員向けページをご覧ください。**

Q5：入会前に府協会の活動について詳しく知りたいのですが、どうしたらいいですか？

**A5：府協会会員向けページにて、活動を詳しく紹介しています。
ぜひご覧ください。
ご希望の方には協会の申込書とパンフレットをお送りしています。
(郵送/Mail どちらも可)
また、例年4月は新歓フェスタ、11月には診断士の日イベント等、会員外の方にもご参加いただけるイベントを実施しています。
お気軽にご参加ください。
(各イベントの日程等は、当ホームページにてご確認ください)**

【活動への参加について】

Q1：青年部は何歳まで入れますか？

**A1：青年部は、40歳以下のメンバーを中心に活動しています。
ただし、資格取得5年以内で45歳以下の方も参加することが可能です。**

Q2：研究会に参加するにはどうしたらいいですか？

A2：登録研究会のページ（リンク）をご覧ください。代表者に直接ご連絡をお願いいたします。

【退会・休止・休会について】

Q1：退会する場合、どうすればいいですか？

A1：府協会事務局にご連絡ください。退会のための書類を送付いたします。

Q2：診断士の活動を休止する場合は、どうすればいいですか？

A2：診断士の活動を休止する場合、府協会事務局までご連絡をお願いいたします。

中小企業庁へ休止手続きをしても、府協会の退会処理は行われません。
また、休止中でも府協会会員として活動を継続することは可能です。

Q3：休会制度はありますか？

A3：原則、休会制度はありません。例外として、海外に赴任する場合などには休会の制度があります。

【その他】

Q1：「大阪府中小企業診断協会」と「大阪中小企業診断士会」の違いは何ですか？

A2：「大阪府中小企業診断協会」は、会員向けのサービスを主な事業としています。「大阪中小企業診断士会」は、独立診断士によって構成されるコンサルティングファームです。民間企業への経営支援や公的支援機関からの受託を主な事業としています。

※士会に入会するためには、府協会の会員資格が必要です。
士会のみ入会はできません。

***この内容は2021年6月現在のものです。更新される場合があります。
(第3版)**